

# 環境厚生常任委員会

日 時 平成31年3月11日（月） 午後1時30分 ～  
場 所 第1委員会室

---

## 1 開 議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

### 【環境市民部】

- (1) 第47号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第49号議案 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 第50号議案 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 第51号議案 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定について

### 【健康福祉部】

- (1) 第46号議案 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第48号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 4 討 論～採 決

## 5 陳情・要望について

- (1) 保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書
- (2) 国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

## 6 議会だよりの掲載事項について

## 7 その他

- (1) 閉会中の継続審査について
- (2) 申し送り事項について
- (3) 行政視察について

平成31年3月議会

国民健康保険事業特別会計  
環境厚生常任委員会資料

**【環境市民部】**

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

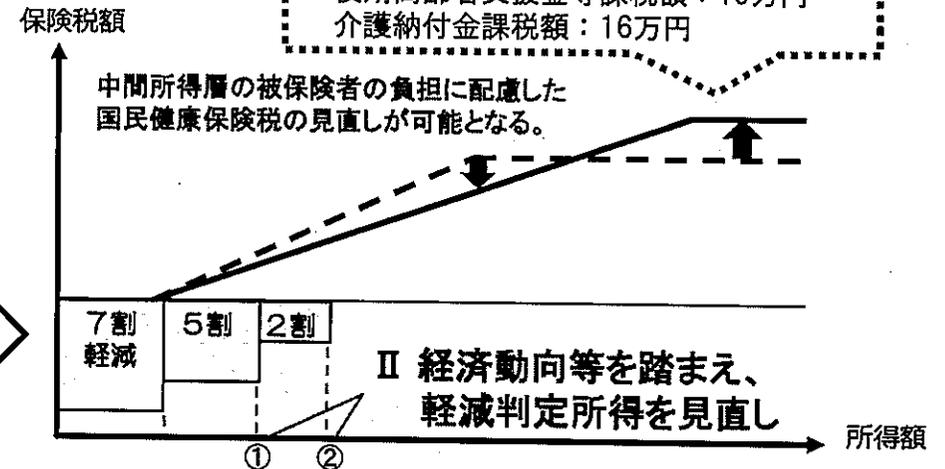
- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容

### I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額  
 基礎課税額：61万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：16万円

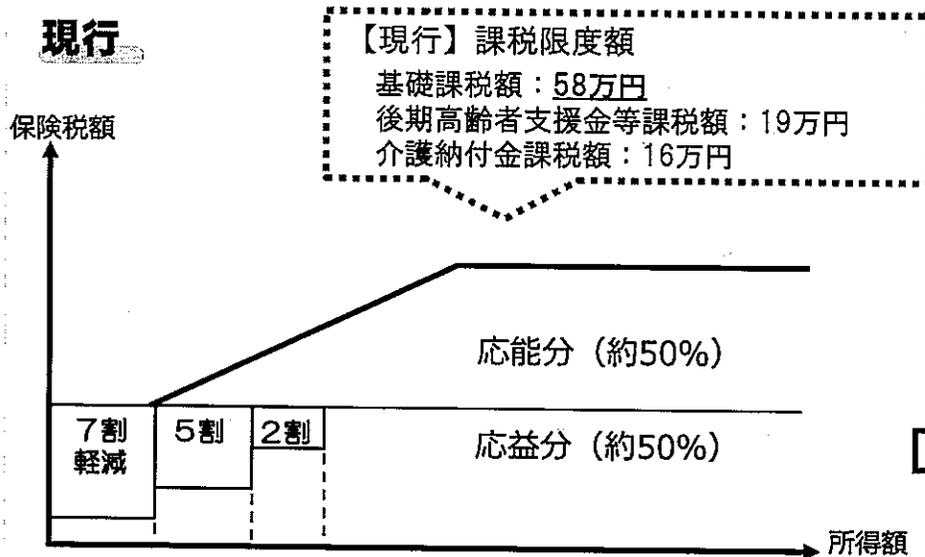
### 改正後



### II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

【改正後】軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数\*)

### 現行



【現行】課税限度額  
 基礎課税額：58万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：16万円

【現行】軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数\*)

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 専門職大学等に関するよくある質問



### Q1

#### 修業年限は何年ですか？

専門職大学は4年制、専門職短期大学は2年制又は3年制となります。



### Q2

#### 入学試験はどのように実施されるのですか？

一般入試、AO入試、社会人入試など、個々の専門職大学・専門職短期大学において、多様な志願者がいることに配慮した入試が行われます。具体的にどのような選抜を行うかは、志望する専門職大学・専門職短期大学が公表する募集要項をご確認ください。



### Q3

#### 専門職大学・専門職短期大学を卒業することで、特定の職業に関する資格が得られるのですか？

個々の専門職大学・専門職短期大学の学科のカリキュラムによって、卒業と同時に与えられる資格や、卒業時に国家試験受験資格が得られるものなどがあります。具体的には、各専門職大学・専門職短期大学が案内する情報をご確認ください。



専門職大学・専門職短期大学制度に関する最新の情報は、  
文部科学省ホームページに掲載しています。

「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmon/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm)



文部科学省 専門職大学 検索

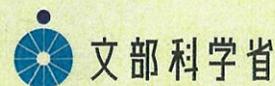
お問合せ先

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL:03-5253-4111(代表)

# 専門職大学・専門職短期大学

平成31(2019)年4月スタート

なりたい職業に直結する  
理論と実践の両方を学べる、新しいタイプの大学



# 専門職大学・専門職短期大学とは？

平成31(2019)年度から、「専門職大学」「専門職短期大学」が開設されます。どのようなことを学ぶ大学なのか？これまでの大学や専門学校とどのように違うのか？など、新しいタイプの大学についてご紹介します。

## 「専門職大学・専門職短期大学」とは？

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学です。

教育課程(カリキュラム)は、産業界、地域社会と大学が連携して編成し、講義だけでなく、学内・学外での実習が豊富に組まれています。

卒業後は、即戦力の専門職として、そして現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待されます。さらに、専攻する職業に関連する他分野の学びとかけあわせることで、前例にとられないイノベーションを起こし、就職した業界や職業の変化をリードする人材が育つことも期待されています。専門高校で学んだ経験を活かしたい生徒の進路の一つになることも期待されています。



## 例えば、このような分野での開設が期待されています

- 農業 ●情報 ●観光 ●医療・保健
  - クールジャパン分野(マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など、日本が強みとする諸分野のこと。)
- ※なお、6年制の教育となる分野(医学、歯学、薬学、獣医学)での開設はできません。



## 従来の大学や専門学校との違い

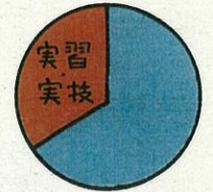
専門職大学・専門職短期大学では、従来の大学と専門学校の長所を取り入れて、理論にも裏付けられた「高度な実践力」「豊かな創造力」を身に付けることができます。



## 「専門職大学・専門職短期大学」の5つの特徴

### 授業の3分の1以上は実習・実技

- ▶ 豊富な実習で、就職後に役立つ高度な「実践力」を身に付ける



### 理論と実践をバランスよく学ぶ

- ▶ 理論に精通した研究者と、各業界の現場経験豊富な実務家の両方から授業を受けられる
- ▶ 原則40人以下の少人数授業



### 超・長期の企業内実習で現場を体験

- ▶ 学外の企業・診療所等での実習は、通算600時間以上(4年制の場合) 実際の現場で知識と技術を学び、問題解決できる思考力も養う
- ※1日あたり8時間、週5日で実習を行った場合、3~4ヶ月(15週間)が学外実習期間



### 専攻する職業に関連する他分野も学び、応用力を身につける

- ▶ 一つの専門にとどまらない学びにより、新しいアイデアを生み出せる人材、就職した業界・職業の変化をリードする人材になれる

### 大学卒(短大卒)の学位がとれる

- ▶ 卒業生には「学士(専門職)」「短期大学士(専門職)」の学位が授与される
- ▶ 大学卒(短期大学卒)の人材として就職や大学院進学、留学ができる



既存の大学の一部の学部・学科でも、同様の教育上の特徴を持った「専門職学部」「専門職学科」の開設が可能となります。

平成31年亀岡市議会定例会3月議会

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

## 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例(案)の概要について

### 課題

- ・事業者による事業実施前からの周辺住民等への周知不足から発生するトラブル
- ・不十分な設計・施工・メンテナンスによる設備の不具合や、防災面での安全性の確保
- ・山林伐採等による自然破壊、保全すべき自然環境や景観、住環境等への影響
- ・事業終了後のパネル放置による産業廃棄物化や、跡地の利用方法の不明確さ



### 条例(案)の概要

- ・市では、太陽光発電設備の設置自体を規制する法令がないことから、防災面での安全性の確保、景観・自然環境の保全及び生活環境等に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用の促進などの、課題に対応するルールづくりを検討してきました。
- ・太陽光発電設備の設置に関して必要な規制等を行うことにより、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的に「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を制定することとしました。
- ・太陽光発電設備の設置(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)について、事業禁止区域外で一定以上の規模のもの、設置場所の傾斜や高低差が大きいものについて、許可制としています。

#### 1. 事業禁止区域の設定

- ・災害の防止、自然環境・景観保護等の観点から事業禁止区域を設定

#### 2. 設置許可制度の創設

- ・事業禁止区域外における太陽光発電設備の設置について、事前協議と許可を受けることを義務化

#### 3. 事前周知・意見聴取

- ・周辺住民等への事前周知及び地元団体等からの意見聴取を義務化

#### 4. 事業区域等の保全義務

- ・災害の防止、自然環境等の保全のため、発電設備及び事業区域の保全を義務化

#### 5. 事業廃止の届出義務

- ・廃止並びに廃止後の適正な跡地利用について、事業廃止の届出を義務化

#### 6. 立入調査・勧告・命令

- ・施設への立入調査
- ・勧告や命令に従わない事業者の氏名公表

(裏面あり)

事業禁止区域	
区域設定の考え方	区 域
防災	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
自然環境	国定公園及び都道府県立自然公園の区域 都市計画公園、緑地の未供用区域（国又は地方公共団体等所有地除く） 湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
住環境	住居地域（※）
まちづくり	商業地域、近隣商業地域

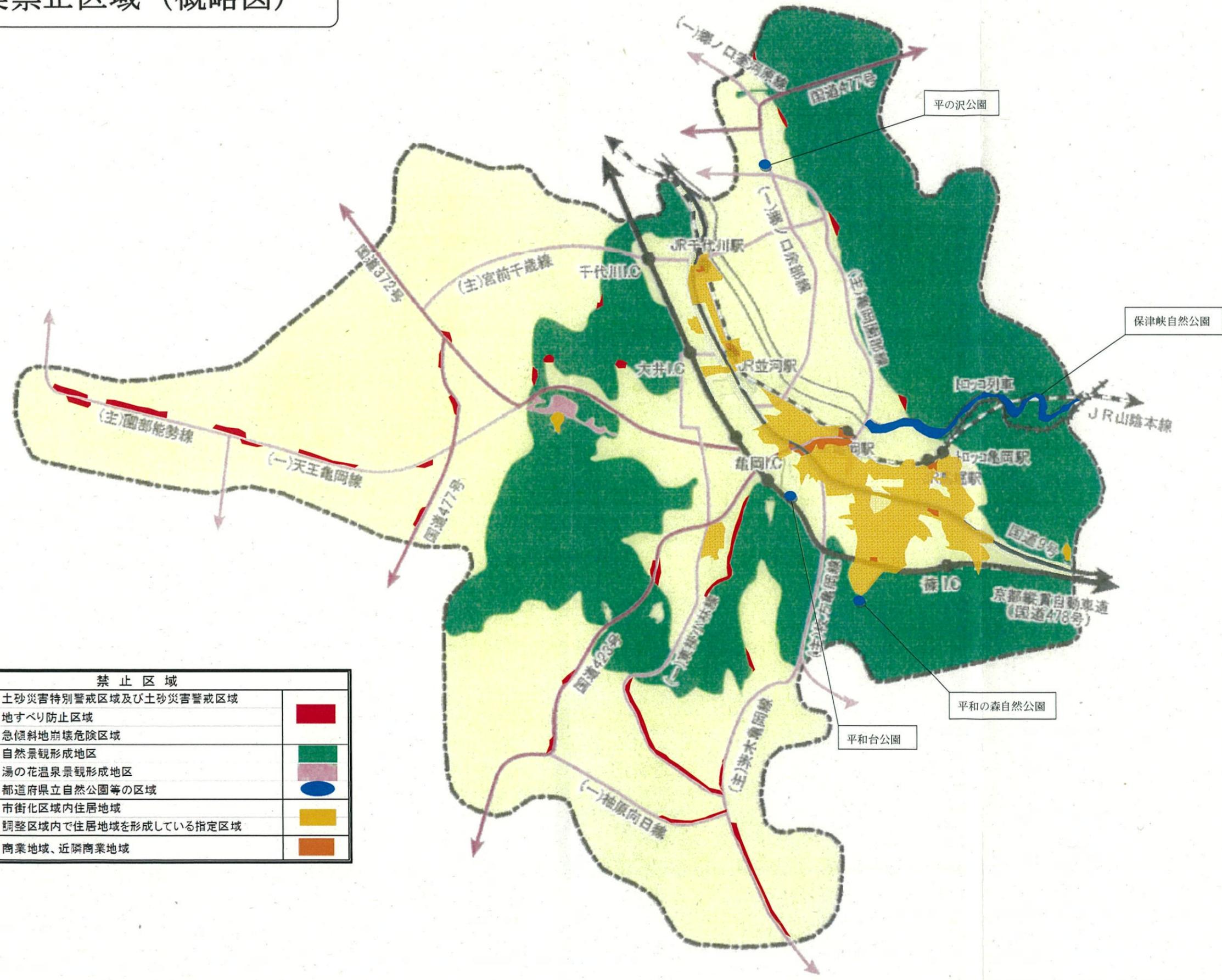
※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域その他市街化調整区域等において住居地域を形成している区域で別途定めるもの

許可を要する事業	
項 目	要 件
対象地域	事業禁止区域外の地域
規 模	事業区域の面積が500㎡以上のもの（※）
地 形	事業区域内における高低差が1.3m以上のもの 事業区域内の傾斜度が2.5度以上のもの

※ 500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して500㎡以上となるものを含む

# 事業禁止区域 (概略図)

禁止区域		
防災	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	■
	地すべり防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	
自然環境	自然景観形成地区	■
	湯の花温泉景観形成地区	
	都道府県立自然公園等の区域	
住環境	市街化区域内住居地域	■
	調整区域内で住居地域を形成している指定区域	
まちづくり	商業地域、近隣商業地域	■



## 自治体に対して、国に意見書の提出を求める陳情書

保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を求める  
意見書の提出を求める陳情書

## 陳情の趣旨

1. 国に対して「保育の無償化、待機児童解消、保育士等の処遇改善のために必要な措置を求める意見書」を提出してください。

## 理由

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施そのものに反対するものではありませんが、多くの懸念事項があります。

無償化の実施にあたっては、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることなく、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないよう、以下のひな型にある点を強く要望するものです。

つきましては、貴議会より、国に対して、「保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2019年2月8日

議長 様

団体名 京都保育団体連絡会

代表者氏名 会長 藤井 伸生

住 所 京都市上京区堀川丸太町下る

京都社会福祉会館別館二階

## 意見書ひな型

## 保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、今回の政府提案には多くの懸念事項が指摘されている。保育の無償化によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる保育の実現と無償化を実現されるよう、以下について要望する。

1. 給食食材費は実費徴収ではなく、無償化の対象にすること。
2. 無償化に財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞することがないよう、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
3. 公立保育所も無償化されることで自治体負担が増すことがないように、必要な措置を講じること。
4. 認可外保育施設の取扱については質確保の点で問題があるため、等しく質の高い保育を保障できるよう、認可外施設への指導・監査体制を抜本的に強化し、その認可を促進するなど質量ともに充実させ、子どもの命・権利を最優先にした措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

〇〇〇議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

宛 (各通)

内閣府特命担当 (少子化対策) 大臣

衆議院議長

参議院議長



平成31年2月25日受理  
2019年2月25日

亀岡市議会

議長 齊藤 一義 様

京都府京都市上京区堀川通り丸太町下る中之町 519

京都社会福祉会館

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 久保田



## 国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

福祉職場は、どこも深刻な人手不足のために福祉を必要としている人に十分な福祉が提供できない危機的な状態になっています。その原因は、全産業平均より月10万円も低い賃金格差と休憩時間も保障されずに長時間労働を強いられる労働基準法違反の労働環境です。

政府は、処遇改善加算による賃金引き上げを図っていますが、福祉労働者全体の賃金底上げにはならず、職員間に格差が持ち込まれています。また、現場の実態に見合った職員の増員には、消極的な姿勢を続けています。

このような実態のままでは、福祉労働者が健康で文化的な生活を営むことはできず、専門性を発揮することもできません。無理な働き方で健康を害して休職・退職すれば、ますます人手不足になる悪循環となります。

こうした事態を改善して、すべての国民が望んでいる「安心・安全な福祉」を実現することが求められています。そのために憲法25条に基づいて、国の責任で予算を確保して、福祉職員を大幅に増やし、賃金を抜本的に引き上げることが必要です。

つきましては、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。

### 記

1. 職員を大幅に増やして労働基準法等の法令違反をなくし、安心・安全な福祉職場が実現できるよう、国に意見をあげてください。
2. 賃金を引き上げて他産業との月額10万円もの格差をなくし、福祉労働者にも健康で文化的な生活を保障できるよう、国に意見をあげてください。

以上

平成31年3月25日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

環境厚生常任委員長 富谷 加都子

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、亀岡市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 事 件

- (1) 環境、市民生活、保険医療行政について
- (2) 福祉、保健、子育て行政について
- (3) 病院事業について
- (4) その他所管事項について

#### 2 理 由

審査に資するため、なお引き続き調査を必要とする。

#### 3 期 間

議員の任期満了まで

## 平成30年度環境厚生常任委員会申し送り事項

### ○子どもの権利条例について

- ・ 条例の中で努力義務となっている部分や政策提言を行った部分がどのように取り組まれているのかを確認する。
- ・ 予算の反映状況をしっかりと監視する。
- ・ 4年の任期の間に条例の検証を行う。
- ・ 条例の検証を効果的に行えるよう、大学との連携等を検討する。

### ○プラスチックごみについて

- ・ プラスチックごみゼロに向けた取り組みについて、執行部と環境厚生常任委員会が共に意思形成を図っていく。
- ・ 条例制定に向けた取り組みや事業の進捗状況を積極的に執行部に確認する。

### ○その他

- ・ テーマを設定して取り組みを進める。
- ・ ふるさとエナジー株式会社の検証を進める。
- ・ 自然保育の検証を進める。